別表六の二(十六)付表一の記載要領第一号中「から第３項まで（特定の地域」を「若しくは第２項（地方活力向上地域等」に、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号。以下この記載要領において「平成30年改正法」という。）第15条」に、「第68条の15の２第２項」を「第68条の15の２第１項から第３項まで」に改め、同第二号を次のように改める。

2　「(2)≧８％若しくは(2)≧10％又は（別表六の二（十六）「１」）＝０の場合　60万円×(3)＋50万円×(5)　(12)」の欄は、平成30年改正法附則第107条第２項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「(2)≧８％若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは(2)≧10％」を消すこと。

別表六の二(十六)付表一の記載要領に次の一号を加える。

3　「(2)＜５％又は(2)＜10％の場合　30万円×(3)＋20万円×(5)　(14)」の欄は、平成30年改正法附則第107条第２項の規定の適用を受ける場合には「(2)＜５％又は」を消し、その他の場合には「又は(2)＜10％」を消すこと。

4　「個別税額控除相当額　(12)、(13)又は(14)　(15)」の欄は、平成30年改正法附則第107条第２項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「(12)、(13)又は(14)」とあるのは、「(12)又は(14)」として記載すること。

5　「当期控除額の個別帰属額　（別表六の二（十六）「51」）×｛別表六の二(十六)付表一「42」／(18)又は(19)／(20)｝　(21)」の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号において同じ。）が平成30年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「別表六の二(十六)付表一「42」／(18)又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(19)／(20)」を消すこと。

別表六の二(十七)の表中

| | |
|---|---|
| 連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二(十七)付表「20」） | 連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二(十七)付表「21」） |
| 連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二(十七)付表「21」） | 連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二(十七)付表「22」） |

を、

| | |
|---|---|
| 連結 | |
| 所得の金額（別表四の二「55の①」） | 連結所得の金額（別表四の二「56の①」） |
| | 調整前連結税額超過構 |
| 成額 | 調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十五)「７の⑰」） |

を、

| | |
|---|---|
| 平　・　・ | |
| 平　・　・ | |
| 平　・　・ | |

を

| | |
|---|---|
| ・　・ | |
| ・　・ | |
| ・　・ | |

に、同表の記載要領第一号中「。以下この号において「平成27年改正法」という。」及び「（平成27年改正法附則第116条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第75条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成25年旧措置法」という。）第68条の９の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同号ニ中「から第３項まで、」を「から第３項まで（」に、「読み替えられた平成27年旧措置法第68条の９第１項から第３項まで又は平成25年旧措置法第68条の９の２第１項若しくは第２項の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第68条の９第１項から第３項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を「読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

別表六の二(十七)付表の表を次のように改める。